

令和2年度第2回

下松市農業委員会総会議事録

令和2年5月12日（火）10時から
下松市役所1階 103会議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和2年度第2回下松市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年5月12日(火) 10時から
- 2 開催場所 下松市役所 1階 103会議室
- 3 農業委員
 - ・出席(8人)
 - 会長 4番 近藤 政司
 - 会長職務代理者 8番 山岡喜久吉
 - 1番 猪本 英雄 2番 内山 禮介 3番 河村 真弓 5番 清水 守
 - 6番 田中 結 7番 田村 覺
 - ・欠席(0人)
- 4 農地利用最適化推進委員(出席要請なし)
- 5 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)
 - 議案第3号 非農地証明交付申請の承認について(調整区域)
 - 議案第4号 空き家に附属した農地の別段面積の指定について
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - 報告第3号 非農地証明交付申請の承認について(市街化区域)
- 6 農業委員会事務局職員
 - 局長 網本 渉
 - 書記 河本 健
- 7 会議の概要
 - 会議の概要については次のとおり

第2回 定例総会 会議の概要

- 議 長 ただ今より5月の定例総会を開催したいと思います。本日の欠席者はありません。本日の出席者は8名、下松市農業委員会会議規則第6条により定員数を満たしており総会は成立している事を報告致します。本日の議事録署名人は内山委員と田中委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願い致します。では事務局、よろしくお願い致します。
- 事 務 局 議案書2ページをご覧ください。議案第1号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。土地の所在は大字●●●●●-●と●●●-●、地目は登記簿、現況ともに田、農振区分は農用地内、現在、農用地除外手続き中ですので除外後許可となります。面積は242㎡と390㎡。譲渡人は●●●●●さん、譲受人は●●●●●さん、内容は有償所有権移転です。調査委員は清水守委員です。よろしくお願いいたします。
- 議 長 清水委員、お願いします。
- 清 水 委員 この案件につきましては先般農業委員会に農用地除外の諮問がされて承認されたと思います。その案件でですね、この度の申請がされたものでございます。位置については先般協議しておりますので改めて申し上げることもないと思いますが、●●の●●●●●のすぐ下で、今休耕されておる土地です。昔は田んぼだったんですが、現在は畑のような状態で管理をされております。これを●●●●●さんが農用地除外を受けた後に、●●●●●さんのほうに駐車場として利用するというように聞いております。以上です。
- 議 長 清水委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。はい、猪本委員。
- 猪 本 委員 この間も聞いたかもしれないけれども、家はどうでしたか。
- 清 水 委員 家を買ってカフェにします。
- 議 長 どなたか他にございませんか。
意見もないようですので採決をいたします。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号1番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の意見聴取事案と致します。じゃ事務局、お願いします。

しく願います。

議 長 はい。田中委員ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたら願います。はい、山岡委員。

山 岡 委員 ちょっと教えて欲しいんですが。これは以前から工事の土地として使っていた、今畑の所ですね。そのままを使うのですね。

田 中 委員 はい。

山 岡 委員 はい、分かりました。

議 長 はい、他にどなたかございますか。はい、清水委員。

清 水 委員 これは2年間使うという事なのですが、最終的に復元をするということの誓約か何かはあるんですか。

事 務 局 はい、現状復旧ということになります。

議 長 はい、猪本委員。

猪 本 委員 これは昔は熱心にやられておったけど、今はやられてないんですよ、ほとんど。

清 水 委員 息子さんが時々行って、耕すのは耕しよって。

田 村 委員 ここは時々、毎回使いよってよね。

猪 本 委員 そうそう。

議 長 はい、他に何か。意見もないようですので採決をいたします。議案第1号受付番号3番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第1号受付番号3番は農地法第5条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の意見聴取事案と致します。じゃ、事務局願います。

事 務 局 議案書16ページから21ページをご覧下さい。議案第2号受付番号1番と受付番号2番は借受人が同一のため、あわせて説明いたします。農業経営基

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番、2番は原案の通り承認致します。じゃ、事務局お願いします。

事務局

議案書22ページをご覧ください。議案第2号受付番号3番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について使用貸借です。土地の所在は大字●●●●●●-●、地目は登記簿現況共に田、農振区分は農用地外、面積は5,254㎡。利用権の設定をする人は●●●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●●●●●さん、内容は使用貸借で新規、期間は1年です。調査委員は山岡喜久吉委員です。よろしくお願いいたします。

議長

じゃ、山岡委員よろしくお願いいたします。

山岡委員

はい、説明をいたします。この案件は●●という所で、今農業をする人は本当に少なくなったのですが、1人田んぼを作っておられる方も、通勤農業でやっておられますが、そういうような所で。この田んぼは、もうご存知のようにですね、以前からお母さんの名前でこの契約をしておられたのが、今回お母さんが亡くなられたので、遺産相続で●●さんがその土地を譲り受けられましたので今回申請されたのですが。なぜ1年と短いかというと、借り主の都合でですね、これが1年しかやっていけないという予定でございます。利用は今までと同じ放牧でございまして、最初はかなり乳牛も増やして、というような事でございましたが、実際には乳牛が1頭、それも雄でございます。それをずっと飼っておられるんですね。あとは山羊が2、3頭いるということでございます。あまり期待はできないのですが、本人は車で度々上がって管理をしておられます。今までは2筆あったのですが、下の小さい所は川が速く流れたり何だりしていますので、そこは除けて1筆ということになっております。これについて今までの続きでありますので、あまり私は説明することもないと思いますが、以上でございます。

議長

はい。山岡委員ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。はい、猪本委員。

猪本委員

この田んぼ、元々の地主は。

山岡委員

●●●●●●さんがお父さんです。お父さんが亡くなった後、奥さんの名前で契約をしておられたということです。

内山委員

●●●●●●さんは何年くらい前からやりよってんかね？

山岡委員

3年くらいです。この前出会って話を聞いたんですが、その時はかなり意気込みが良かったんですがね。経験といえますか、かなり優秀に勉強されて、

ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第3号受付番号1番は非農地と承認いたします。じゃ、事務局お願いします。

事務局

議案書28ページをご覧ください。議案第4号受付番号1番、空き家に附属した別段面積の指定について総会資料に基づいて説明いたします。農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」について、下松市では令和元年8月総会において空き家に附属した別段面積の土地を指定し1アール以上とする特例を設けました。今回、初めて申請があり指定についてお諮りするものです。土地の所在は●●●●●丁目●●●●●と●●●●●、地目はともに登記簿田、現況荒廃、農振区分は農用地外、面積は726㎡と413㎡。譲渡人は●●●●●さん、譲受人は●●●●●さん。調査委員は内山禮介委員です。よろしくをお願いいたします。

議長

じゃ、内山委員お願いします。

内山委員

はい。●●●●●さん夫婦とお父さんがおられるんですけど、●●●●●の●●●●●が取り壊しになるので、中古物件で且つ畑を作りたいという事で、●●●●●さんが手放したいという話があってですね、現地等々を見てもらったりしたら、購入したいという事で。今回この制度ができたので、利用して購入をしたいという事でありました。30ページを見てもらうと、●●●●●が726㎡、●●●●●が413㎡ありますけど、ちょっと道路の法面のようなかんじなので、畑としてはちょっと厳しいということで。空き家のほうは、この●●●●●さんのところが●●●●●さんの所有でですね、その建物と土地を一緒に手放すというお話でございます。それで、家の前が●●●●●になります。以上です。

議長

はい。内山委員ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。はい、山岡委員。

山岡委員

この度初めてというので、私たちもこれが出た時に将来どうなるのかなと思いますが、活性化の為にはそういうのもいいと思うんですが。約束の何年は農地としてやりますよというのが書いてあるのだけれども、これというのは活きるのですか？活かないのですかね？名前が変わった途端に辞めたといってもどうにもならないのですかね？

事務局

一応、誓約書という形で●●●●●さんから5年間はやりますという誓約はいただいておりますのが、29ページに載せてある通りでございます。●●●●●さんの

名前の所が空き家であるというのは、その上に●●さんという家がありまして、そこの方に確認はしております。

山岡委員 内山さん、この●●さんには出会われましたか？

内山委員 出会いましたよ。お父さんと。お父さんが順次やりたいという事でしたね。草刈り機を買ってとか色々話をしました。もうかなり手入れが済んで、●●さんと一緒にやりよってみたいですよ。

山岡委員 これならいい前例になってくれればいいが。

内山委員 ええ。面積もこれなら出来るんじゃないかなと思うんですけどね。726㎡くらいなら。

山岡委員 こちらに家を持って来られるつもりでしょうね、取り壊しになるのなら。

内山委員 はい。そっくりそのまま、今言う●●さんの所に全部持って来て、●人で住むようですね。

山岡委員 分かりました。

議長 はい、他にどなたかございますか。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第4号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第4号受付番号1番は下松市農業委員会として原案の通り承認し、公示することと致します。

以上で本日の審議いただき議案について、終了いたしました。報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。ないようですので引き続き、その他の事項について事務局から説明をして下さい。

事務局 報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の20ページ、21ページに4件ございました。報告第2号「非農地証明交付申請の承認について」(市街化区域)は、議案書の22ページに1件ございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長 はい。それと連絡事項は。

事務局

前回の意見書については、引き続き継続で、全員が揃う場で話をしたいと思
いますのでよろしくお願ひします。本日も新型コロナウイルスの緊急事態宣
言の延長のため、農業委員さんのみでの総会の開催としました。来月の総会
も状況により判断させていただくこととなります。

議長

それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしま
した。これで5月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうご
ざいました。

令和2年5月12日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長

近藤政司

署名委員

内山禮介

署名委員

田中結